

木下秀雄

大阪市立大学法学研究科 教授

介護保険「改正」の日独比較—給付改善と財政の「健全化」

ドイツでは、公的介護保険は、公法上の保険主体が保険者となる「社会的介護保険」と、民間保険会社を選択できるようになっている。要介護者の数の増加や、介護サービスの状況の展開とともに社会的問題となっているのが、ドイツの「社会的介護保険」の財政問題である。「社会的介護保険」は、加入者層の年齢が相対的に高齢であるため財政的に不利になっている。他方で、人口の高齢化と給付改善による支出増が続いている。こうしたこともあって「社会的介護保険」では1995年から1998年までは単年度黒字であったが1999年度以後赤字になっている。これに対して、ドイツの場合には、保険料が賃金や年金などの所得に対し定率制で徴収されているが、賃金と年金の伸び悩みの中で保険料収入の停滞している。このため介護保険財政の「健全化」のために、大幅な制度改正を行わなければならないと考えられるようになってきている。その手法として、租税収入の投入、保険料率の引き上げ、社会保険加入者層の拡大及び保険料対象となる収入の拡大など、ドイツのこれまで介護保険制度の手直しにとどまらず、伝統的な社会保険のスタイルの変化につながる改正案が出されて検討が始まっている。同時に介護の社会的支援の必要性は定着したと考えられ、介護保険の給付の改善、介護の質の改善に対する要望も強まっている。